○法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件

〔令和五年三月三十一日　財務省告示第九十六号〕

〔最終改正　令和七年三月三十一日　財務省告示第九十一号〕

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を次のように指定し、令和五年四月一日以後に支出された寄附金について適用する。

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学（同法第百八条第二項の大学を除く。）、同法第一条に規定する高等専門学校又は同法第百二十四条に規定する専修学校（同条に規定する専修学校にあっては、同法第百二十五条第一項に規定する専門課程でその修業期間（普通科、専攻科その他これらに準ずる区別された課程があり、一の課程に他の課程が継続する場合には、これらの課程の修業期間を通算した期間。以下同じ。）を通ずる授業時間数が三千四百時間以上であるものによる教育を行うものに限る。以下「大学等」という。）の設置を主たる目的とする私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（同法第百五十二条第五項の規定により設立された法人を含む。以下「学校法人」という。）の設立を目的とする法人（以下「学校法人設立準備法人」という。）に対して支出された寄附金であって、当該学校法人の設立に必要な費用に充てられるもののうち、当該学校法人設立準備法人が当該寄附金の募集につき次に掲げる要件を満たすものとして別記様式一による届出書を財務大臣に提出した日から令和十年三月三十一日までの間に支出されたもの（当該届出書の提出に対して別記様式二による受理書の交付を受けた当該学校法人設立準備法人に対して支出されたものに限る。）の全額

一　当該学校法人の設立前においてされる寄附金で、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第七十五条に規定する寄附金に該当するものであること。

二　募集要綱（寄附金の使途並びに募集の方法及び期間並びに募集した寄附金の管理の方法を明らかにした書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。以下同じ。）に、当該学校法人設立準備法人の設立後五年を超えない範囲内において当該募集要綱で定める日までに当該大学等の設置に係る学校教育法第四条第一項又は第百三十条第一項の認可（以下「設置認可」という。）を受けなかった場合には、それまでに受け入れた当該寄附金の額から当該寄附金のうち当該学校法人の設立及び当該大学等の設置に特に必要となる費用に充てられたものの額を控除した残額について国又は地方公共団体に寄附する旨の定めがあること。

別記様式二

文　書　番　号
年　　月　　日

主たる事務所
の 所 在 地
法　人　名
代表者氏名

財務大臣　名

学校法人設立準備法人の募集する寄附金に関する届出書の受理書

年　　月　　日付の学校法人設立準備法人の募集する寄附金に関する届出書を受理しました。

なお、学校法人設立準備法人の募集する寄附金に関する届出書により確認されたとおり、法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（令和５年財務省告示第 96 号）に掲げる寄附金（以下この様式において「指定寄附金」という。）の受入及び支出について、当該届出書を財務大臣に提出した日から大学等の設置認可を受ける日までの間、６月ごとに財務大臣に次の書類を添付した募集実績報告書を提出して下さい。

・　指定寄附金の受入状況（その寄附をした法人の本店又は主たる事務所の所在地、名称、受入金額及び受入年月日）が記載された書類
・　大学等の設置に関する計画及びその進捗状況が分かる書類
・　受け入れた指定寄附金の支出状況（個人又は法人に対してその指定寄附金のうちから支出した金額がある場合における当該個人又は法人の住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、氏名又は名称、支出金額及び支出年月日）が記載された書類
・　指定寄附金を受け入れた際に発行した領収書の見本
・　大学等の設置認可の申請を行った場合は、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第３条に規定する認可申請書の写し
・　その他参考となるべき事項が記載された書類

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式一

学校法人設立準備法人の募集する寄附金に関する届出書

年　　月　　日

財務大臣　名　殿

主たる事務所
の 所 在 地
法　人　名
代表者氏名
代表者住所

法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（令和５年財務省告示第 96 号）の規定に基づき、以下のとおり届け出ます。

□　募集する寄附金は、法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（令和５年財務省告示第 96 号）に掲げる寄附金に該当します。
□　募集要綱は、インターネットの利用その他適切な方法により公表します。
□　募集する寄附金に係る会計と他の会計とを区分して経理します。
□　募集する寄附金について、その寄附をした法人に、設置される大学等での教育研究の成果を帰属させることその他の特別の利益を与えることはありません。
□　１者からの寄附金の額が寄附金の総額に比し著しく多額となる見込みはありません。
□　寄附金が少数の者から支出される見込みはありません。
□　募集する寄附金の受入及び支出について、６月ごとに財務大臣に募集実績報告書を提出します。

（備考）
１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２　当該学校法人設立準備法人に係る次の書類を添付すること。
⑴　定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し
⑵　募集要綱
⑶　届出の日前３月以内に交付された登記事項証明書
⑷　設置認可の申請をする予定の大学等の概要を記載した資料
⑸　大学等の設置認可の申請の準備状況（学校教育法第 124 条に規定する専修学校にあっては、当該申請の準備状況及び同法第 125 条第１項に規定する専門課程の修業期間を通ずる授業時間数が 3,400 時間以上であること）について大学等に係る所轄庁（私立学校法第４条に規定する所轄庁をいう。）の確認を受けたことを証する書類の写し

（記載要領）
□がある項目については、内容を確認の上、✓を記すこと。